



市内テナント事業者向けつなぎ資金貸付金を実施します

概要説明

四條畷市内で事業を営む方にとって、テナント料（店舗賃料）の支払いは経営上の大きな負担となっています。本市では新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対する市独自の支援として、金融機関等へ緊急融資の申込みをしており、入金まで一定の時間を要する場合に、テナント料の支払いに充てるための一時的な「つなぎ資金の貸付け」を実施します。

対象者：市内で店舗を賃借して事業を営む中小企業・個人事業主等のうち、既に緊急融資の申込みをしている事業者

融資額：テナント料の3ヶ月分（1カ月20万円以内で合計60万円が上限）
複数店舗でも可能（ただし、1事業者の上限額は100万円）
店舗兼自宅の場合は按分して計算

返済：6ヶ月間の据え置き後に一括返済（予定）

利子等：無利子、無担保

受付期間：令和2年5月1日から7月31日まで

受付方法：原則郵送またはメール

問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉

産業振興課 担当：鈴木（内線541）、長江（内線544）